学校感染症に罹患した場合、学校保健安全法第１９条に基づき、学校を休んだ日が出席停止扱いとなります。

【主な学校感染症】

病名	出席停止の期間
１．インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ解熱後２日を経過するまで
２．百日咳	特有の咳が消失するまで、又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
３．麻疹（はしか）	解熱後３日を経過するまで
４．流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
５．風疹	発疹が消失するまで
６．水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
７．咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後２日を経過するまで
８．結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
９．その他の感染症	医師の指示による